

第19期

第21回

総会議事録

令和5年1月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年1月17日(火)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	欠席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	欠席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時35分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

細山 文昭

署名人

柳田 健一

事務局	<p>ただいまより、第21回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、黒澤 大吉委員、濱尾 文博委員、伊藤 城治委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。新年最初の総会でありますので慎重審議をお願いいたします。昨年中は大変お世話になりました。</p> <p>それではよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>9番 細山 文昭 委員 17番 柳田 健一 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>皆さんの机上に配布しましたA3の資料ですが、「議案第4号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について」の別紙が差し替えになりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>本日はまず、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>議案書の7ページをお開きください。</p>

	<p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>片平1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>12月23日に事務局と合同で現地調査しました。</p> <p>現地の北側が道路、南側が畑、東と西が山林に囲まれております。</p> <p>また20年以上耕作されておらず、樹木と竹が生え原野化しており農地の半分以上は法面になっています。</p> <p>そのため農地に戻すことは非常に困難と思われます。</p> <p>12月27日に代理人である行政書士事務所に行き、聴き取り調査を行いました。所有者本人は耕作不可能とのことでした。</p> <p>また申請の内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>12月23日に事務局職員2名と現地調査しました。</p> <p>この農地は30数年前から原野化しており、しかも湿田で雑木に覆われ、重機の出入りもしにくく、周辺も山林化しています。</p> <p>周辺への影響はないと思われます。</p> <p>よって農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。 次に、3番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	中田3番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 12月22日に現地調査を行いました。 この土地は30年以上、耕作しておらず申請人は地元に住んで いません。農地の周辺は雑木林又は竹林になっていますので 既に周囲と一体化しています。 よって農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番から3番までの 3件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。

事務局	<p>1番から3番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。まず、1番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、子への贈与です。</p> <p>受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>次に、2番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、妻への贈与です。</p> <p>受け人と夫、両親が農作業に従事します。</p> <p>次に、3番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から3番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から3番までの 3件について許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>1月14日に現地確認と聴き取り調査を行いました。</p>

	<p>現地は受け人の住まいと隣接しており、適正に管理されてきました。</p> <p>取得後は本人と長男とで農作業を行います。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、5番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について許可と決します。</p>

	<p>次に、6番 1件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人は申請地の近くに田んぼを所有していますが、 田んぼに入る進入路が狭く、危険でした。申請地を自分のものに すれば安全に入ることができます。 渡し人は申請地の面積が狭く、耕作が不便だったそうで 売ることにしたそうです。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に7番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子委員	<p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人は小原田に住んでいますが、田村町川曲生まれです。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。
	次に、8番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について 許可と決します。
	次に、9番と10番の 2件について、付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	9番と10番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、高齢化、農業開始です。

1月5日に農業委員会会議室で、佐久間会長、吉田職務代理者、本田推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

この畑は現在作付けされていませんが、許可後は野菜を作付けし、主にアスパラガスを作付けします。

受け人は富久山町で理容業を営んでいますが、農業に興味があり農業開始をしたいとのこと。現地までは車で10分ぐらいと近いため当地にしたそうです。

農機具につきましてはトラクター、耕運機を購入予定です。作業は本人と妻、二人の高校生の子供があたります。

これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われます。

次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、農業開始です。

この土地は令和3年4月の総会で、空き家に付随した農地に指定された土地です。今回、買い手が決まりましたので申請になりました。

受け人は千葉県在住でコロナ禍であり、事前審査会に出席できないので電話で話を聞きました。仕事のこともあり当面は二所住居ということで行き来をし、近い将来移住したいとのこと。

農機具の使用貸借契約書が添付されています。現在、米が作付けされております。地域と調和の取れた状況で管理されています。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われます。

議長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	9番と10番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番と10番の 2件について 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。 佐久間 俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	1月13日に現地を確認して来ました。 喜久田1番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は事業拡大による駐車場と資材置場です。 農地区分は第2種農地と判断しました。現地の南側は自社駐車場、 東側は鉄道、西側は市道、取水・排水はなく雨水は自然浸透、 西側道路側溝に流します。 隣接する農地に対する障害はなく、汚水の発生はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。） 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の 周囲にある公共施設至近距離農地です。 通常は施設の周囲500m以内ですが、宅地の面積が 40%を超える場合、その割合が40%になるまで延長することが

	<p>できます。申請地は喜久田駅から700mの距離にあり宅地の割合が46%ですので適用することができます。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は分家住宅です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>1月11日に現地調査を行うとともに使用貸人に聴き取りを行い申請の内容を確認しました。使用借人は使用貸人の同居する娘夫婦です。</p> <p>申請目的実現の確実性については各種行政手続きも適正に進んでおり、充分と思われます。</p> <p>敷地内は砂利敷きで造成転圧を施し、土砂の流出はありません。</p> <p>雨水は自然浸透及び北側既存側溝に排水します。</p> <p>汚水、雑排水は新設合併浄化槽で浄化のうえ、北側の既存側溝へ排水する計画です。</p>

	<p>申請地の北側は道路で、西側は実家の宅地、南側は使用貸人の水田です。東側に水田がありますが所有者、耕作者へ住宅建築の説明をし了解を得ており、周辺農地へ影響を及ぼすことのないように留意するとのことです。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一团の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p>

	<p>まず、5番 1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、</p> <p>委員が代表を務める会社が借人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、利用権設定の申請があり</p> <p>現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>5番 1件について</p> <p>承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について</p> <p>承認と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議 長	<p>次に、1番から7番までのうち 5番 1件を除く</p> <p>6件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から7番までのうち 5番 1件を除く6件について</p> <p>利用権設定4件、所有権移転2件の申請があり</p> <p>現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番から7番までのうち 5番 1件を除く</p> <p>6件について、承認と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番から7番までのうち5番 1件を除く 6件について、承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号別紙「農用地利用配分計画案」をご覧ください。</p> <p>なお本日差し替えを机上に配布しておりますので紙でご覧になる場合は本日お配りした「差替」とあるものをご覧ください。</p> <p>タブレットでご覧になる場合は、差し替え後のものを掲載しておりますので、そのままご覧ください。</p> <p>それでは、内容についてご説明いたします。</p> <p>令和4年12月26日付けで郡山市長から意見を求められた農地中間管理機構から借受人への貸付に係る農用地利用配分計画案1番 1件については、農地中間管理機構と当初の借受人が合意解約した農地について、新たな借受人に貸し付けるものであり、借受人の変更であります。</p> <p>配分計画の内容を調査したところ、適当と認められますがご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について原案のとおり決めることに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p>

	<p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から14番までの 14件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から7番までの 7件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第21回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第21回総会（令和5年1月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

10件で、田 17,401㎡ 畑 18,660㎡ でした。

第5条 農地の転用は

2件で、駐車場及び資材置場1件、分家住宅1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。